

お知らせ

「香川県林地開発許可制度実施要領」及び「香川県林地開発許可審査基準」の一部が次のように改正されました。

改正後	改正前
<p>(1) 香川県林地開発許可制度実施要領 [制定 平成 15 年 3 月 31 日付け 14 み保第 35798 号] [最終改正 <u>令和 6 年 3 月 25 日付け 5 み保第 263252 号</u>]</p> <p>第 1 条、第 2 条 略</p> <p>(開発行為の許可の審査)</p> <p>第 3 条 略</p> <p><u>2 開発行為の規模は、開発行為の許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、実施主体、実施時期又は実施箇所の相異にかかわらず一体性を有するものの規模をいい、総合的に判断する。</u></p> <p>第 4 条、第 5 条 略</p> <p>(主要防災施設の先行設置及び開発行為の着手等)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 開発行為者は、主要防災工事を完了したときは、当該完了の日から 10 日以内に、主要防災工事完了届（別記様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>防災施設の先行設置と効率的な施行を両立する観点から、防災施設の設置完了時だけでなく、流域を複数含むような開発行為については小流域等の区域ごと、暗渠のような埋設する施設については視認できる期間中に部分確認するなど開発行為の施行状況に応じた部分設置完了時にも当該完了の日から 10 日以内に、主要防災工事完了届（別記様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>3～10 略</p> <p>第 7 条から第 9 条 略</p> <p>(開発行為の完了確認等)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 知事は、完了届の提出があったときは、現地調査を実施し、開発行為の許</p>	<p>(1) 香川県林地開発許可制度実施要領 [制定 平成 15 年 3 月 31 日付け 14 み保第 35798 号] [最終改正 <u>令和 5 年 3 月 6 日付け 4 み保第 374574 号</u>]</p> <p>第 1 条、第 2 条 略</p> <p>(開発行為の許可の審査)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>第 4 条、第 5 条 略</p> <p>(主要防災施設の先行設置及び開発行為の着手等)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 開発行為者は、主要防災工事を完了したときは、当該完了の日から 10 日以内に、主要防災工事完了届（別記様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>3～10 略</p> <p>第 7 条から第 9 条 略</p> <p>(開発行為の完了確認等)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 知事は、完了届の提出があったときは、現地調査を実施し、開発行為の許</p>

改正後	改正前
<p>可の内容に適合しているかどうかを確認し、林地開発行為完了確認調書を作成するものとする。</p> <p><u>なお、緑化等の措置後から効果を発揮するまでに時間を要する措置については、その効果が発揮されないおそれがある場合、一定期間その状況を調査した上で完了確認を行うものとする。</u></p> <p><u>※緑化等：法面保護の措置として行う実播工、筋工、種子吹付等</u></p> <p>3、4 略</p> <p>第11条から第16条 略</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p>	<p>可の内容に適合しているかどうかを確認し、林地開発行為完了確認調書を作成するものとする。</p> <p>3、4 略</p> <p>第11条から第16条 略</p> <p>附 則 略</p>
<p><u>1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	

改正後

別表1(第2条関係：許可申請書に添付する図書)

1 書類関係

区分	提出書類	左に添付すべき書類等
計 画 書	I 事業計画書	1 土地の所在場所一覧表（総括表、用途別一覧表）
		2 若齢林調査表
		3 防災施設一覧表（仮設施設を含む）
		4 排水施設計画流量計算表（仮設施設を含む）
		5 沈砂池容量計算表（仮設施設を含む）
		6 流下能力計算表
		7 開発区域下流河川・水路等現況調査票
		8 下流河川・水路等の縦断勾配図
		9 工程表（仮設施設を含む）
		10 防災施設等設計計算書（仮設施設を含む）及び土工量計算書
		11 防災施設の維持管理方法（開発完了後も含む）
		12 現況写真（開発区域の全景、地形がわかる写真）
		13 その他知事が必要と認める書類
他法 令関 係	II 関係他法令 手続状況 一覧表	略
協定 ・ 同意	III 協定締結状況 一覧表	略
	IV 土地に関する 権利の取得 状況	略
施 行 能 力	V 林地開発行為 施行能力に 関する申告書 （開発行為者、 施工者）	略

改正前

別表1(第2条関係：許可申請書に添付する図書)

1 書類関係

区分	提出書類	左に添付すべき書類等
計 画 書	I 事業計画書	1 土地の所在場所一覧表（総括表、用途別一覧表）
		2 若齢林調査表
		3 防災施設一覧表
		4 排水施設計画流量計算表
		5 沈砂池容量計算表
		6 流下能力計算表
		7 開発区域下流河川・水路等現況調査票
		8 下流河川・水路等の縦断勾配図
		9 工程表
		10 防災施設等設計計算書及び土工量計算書
		11 現況写真（開発区域の全景、地形がわかる写真）
		12 その他知事が必要と認める書類
		他法 令関 係
協定 ・ 同意	III 協定締結状況 一覧表	略
	IV 土地に関する 権利の取得 状況	略
施 行 能 力	V 林地開発行為 施行能力に 関する申告書 （開発行為者、 施工者）	略

改正後

2 図面関係

番号	図面名称	縮尺	摘要
1～3	略	略	略
4	利用計画平面図 (仮設施設を含む)	略	略
5	略	略	略
6	略	略	略
7	防災施設等構造図 (仮設施設を含む)	略	略
8～ 13	略	略	略
14	全体計画図	1/2,000以上	期別計画も表示

なお、土石等の採掘にあつては、次の図面を添付すること。

15	略	略	略
16	略	略	略

- (注) 1. 図面には作成年月日を記入すること。また、変更申請を行う場合に
あつては、当該変更に係る図書等を、本表に準じて添付するものとする。
2. 全体計画図については、短期開発行為の場合不要とする。

別表2(第8条関係：変更申請)
略

別表3(第15条関係：協議書に添付する図書)
略

改正前

2 図面関係

番号	図面名称	縮尺	摘要
1～3	略	略	略
4	利用計画平面図	略	略
5	略	略	略
6	略	略	略
7	防災施設等構造図	略	略
8～ 13	略	略	略

なお、土石等の採掘にあつては、次の図面を添付すること。

14	略	略	略
15	略	略	略

- (注) 図面には作成年月日を記入すること。また、変更申請を行う場合にあつては、当該変更に係る図書等を、本表に準じて添付するものとする。

別表2(第8条関係：変更申請)
略

別表3(第15条関係：協議書に添付する図書)
略

改正後	改正前
<p>(1) 香川県林地開発許可審査基準 [平成15年3月31日付け14み保第35793号 制定] [令和6年3月25日付け5み保第263277号 最終改正]</p> <p>略</p> <p>I 審査基準</p> <p>第1 一般的事項</p> <p><u>申請の手続きについては、林地開発許可申請書及び添付書類の内容が次に掲げる要件に適合していること。</u></p> <p>1 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。</p> <p><u>申請書に添付する図書は、香川県林地開発許可制度実施要領の別表1（以下「別表1」という。）のとおりとする。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて計画書として必要な事項を追加し又は不要な事項を省略することができる。</u></p> <p>2 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。</p> <p><u>[注]</u> 「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。</p>	<p>(1) 香川県林地開発許可審査基準 [平成15年3月31日付け14み保第35793号 制定] [令和5年3月6日付け4み保第374603号 最終改正]</p> <p>略</p> <p>I 審査基準</p> <p>第1 一般的事項</p> <p>1 <u>次の事項のすべてに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であること。</u></p> <p>(1) 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。</p> <p>(2) 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。</p> <p><u>[注]</u> 「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。</p>

3 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているか又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。

また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。

なお、開発行為に係る森林が、別紙1の開発行為が認められない森林に該当しないこと。

4 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。防災施設の整備に必要な資金の手当てが可能であることや事業者としての信用があることが確認できること。具体的な内容については、別表1によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できる。

また、融資決定が開発行為の許可後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等により確認ができること。

(1) 防災施設の設置の先行実施を徹底させる観点から、防災施設の設置に係る部分の資金の調達について別途預金残高証明書等により確認できること。

(2) 上記が困難な場合には、申請時に、事業者の資金計画書に加え、金融機関から事業者への関心表明書を提出し、着手前に、融資証明書により確認できること。

5 申請者と施行者が異なる場合に、施行者が防災施設を講ずるため

(3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。

また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。

なお、開発行為に係る森林が、別紙1の開発行為が認められない森林に該当しないこと。

(4) 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。

に必要な能力があることが確認できること。具体的な内容については、別表1によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により防災措置を講ずるために必要な能力が確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できる。

また、資力及び信用と同様、申請時点で防災施設の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を提出するとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについて確約書を提出すること。

6 そのほか、開発行為の目的、態様等に応じて知事が必要と認める書類を提出すること。

2 第7の1へ

3 第7の2へ

4 第7の3へ

2 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを参酌して決められたものであること）が明らかであること。

3 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

4 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。

[注] 「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の現状に回復することに固執することではなく、造林の実施等

5 第7の4へ

6 第7の5へ

を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。

5 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

[注] 上記の要件としては、例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当する。

6 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされることが明らかであること。

[注.1] 上記の要件としては、例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。

[注.2] 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十

7 第5の4へ

第2 法第10条の2第2項第1号関係事項（土地に関する災害の防止の機能）

1 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最少限度であることが明らかであること。

[注] スキー場の滑走コースの造成は、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるため、その造成に係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下とすること。なお、滑走コースは傾斜地を利用するものであることから、切土を行う区域はスキーヤーの安全性の確保等やむを得ないと認めら

分に話し合うことが望ましい。

このため、以上の取組の実施状況について確認することとする。

7 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）内に残置し、若しくは造成した森林又は緑地が善良に維持管理されることが明らかであること。

[注] 「善良に維持管理されることが明らかである」とは、残置し又は造成する森林又は緑地につき申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で森林又は緑地の維持管理につき協定が締結されていること等をいうが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとし、保安林制度等の適切な運用によりその保全又は形成に努めるものとする。

第2 法第10条の2第2項第1号関係事項（土地に関する災害の防止の機能）

1 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最少限度であることが明らかであること。

[注] 上記の運用に当たっては、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるスキー場の滑走コースに係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メー

れる場合に限るものとし、土砂の移動量を極力縮減すること。また、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ 18 ホール当たりおおむね 200 万立方メートル以下とする。

2～4 略

5 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。）に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

6 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

なお、「同意」については、他の排水施設を経由して河川等に排水を導き河川等の管理に著しい影響を及ぼすこととなる場合にあっては、関係する河川等の管理者の同意を必要とする趣旨である。

7 略

8 飛砂、落石等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

9 開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにすると

トル以下とする。

2～4 略

5 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

6 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

7 略

8 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

ともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

10 開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

11 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為について

(1) 事業終了後の措置について

林地開発許可において、太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずる旨を盛り込むよう努めること。

(2) 災害を発生させるおそれに関する事項

① 自然斜面への設置について

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置することとする。

② 排水施設の断面及び構造等について

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特徴を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮のうえ、雨水等の排水施設の断面及び構造等を検討すること。

第3 略

第4 法第10条の2第2項第2号関係事項（水源のかん養の機能）

1 略

[注] 導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

2 略

第5 法第10条の2第2項第3号関係事項（環境の保全の機能）

1 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置し、若しくは造成する森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。

2 略

[注] 「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて

第3 略

第4 法第10条の2第2項第2号関係事項（水源のかん養の機能）

1 略

[注] 上記により導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

2 略

第5 法第10条の2第2項第3号関係事項（環境の保全の機能）

1 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。

2 略

[注] 「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて

複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

3 略

[注] 上記の運用に当たっては、特に土砂の採取、道路の開設等の開発行為について景観の維持上問題を生じている事例が見受けられるので、開発行為の対象地（土捨場を含む。）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置に努めること。

4 残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定を締結するよう努めるものとする。この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとし保安林制度等の適切な運用によりその保全又は形成に努めること。

(1) 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。これは森林を残置することの趣旨からして森林機能が十全に発揮されるにいたらないものを同等に取扱うことが適切でないことによるものである。

(2) 「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の割合をいう。この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。

複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

3 略

[注] 上記の運用に当たっては、特に土砂の採取、道路の開設等の開発行為について景観の維持上問題を生じている事例が見受けられるので、開発行為の対象地（土捨場を含む。）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき慎重に審査し指導するものとする。

(3) 「残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」は、森林の有する公益的機能が森林として利用されてきたことにより確保されてきたことを考慮の上、法第10条の2第2項第3号に関する基準の一つとして決められたものであり、その割合を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その2割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断されることとなるが、工場又は事業場にあつては20パーセントを下回らないものでなければならないという趣旨である。

(4) 「開発行為の目的」について

ア 「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。

イ 「ゴルフ場」とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取扱うものとする。

ウ 「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。

エ 「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。

オ 「工場、事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。

カ 上記表に掲げる以外の開発行為の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準を

それぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。

キ 1 事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。

この場合、残置森林又は造成森林（住宅団地の造成の場合は緑地も含む。以下同じ。）は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね30メートルの残置森林又は造成森林を配置するものとする。

(5) レジャー施設及び工場・事業場の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね5ヘクタール以下、おおむね20ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ5ヘクタール、20ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。

(6) 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。

(7) 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。

ア 公園・緑地・広場

イ 隣棟間緑地、コモン・ガーデン

ウ 緑地帯、緑道

エ 法面緑地

オ その他上記に類するもの

(8) 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

(9) 太陽光発電設備の設置を目的とする場合

ア 原則として周辺部に残置森林を配置すること。

イ 開発行為に係る森林の面積が20ha以上の太陽光発電設備の設置で周辺部に幅概ね30m以上の造成森林を配置する場合は、その30mの幅の一部を残置森林とすること。

ウ 林地開発許可後に採光の確保等を目的として伐採する必要がないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮して太陽光パネルの配置計画を作成すること。

第6 開発行為の一体性

1 香川県林地開発許可制度実施要領第3条第2項に定められた開発行為の規模に係る総合的な判断については、次に掲げる場合を目安に、それぞれの一体性の個々の状況に応じて判断するものとする。

(1) 実施主体の一体性

個々の箇所の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合

(2) 実施時期の一体性

時期の重複又は連続があるなど個々の開発行為の時期（発電設備

の場合は、個々の設備の整備時期や送電網への接続時期) からみて一連と捉えられる計画性がある場合

(3) 実施箇所の一体性

個々の事業で必要な工事用道路や排水施設等の設備が共用されている場合（共用を前提として整備することを計画している場合を含む。）や局所的な集水区域内で排水系統を同じくする場合

2 太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とする開発の一体性の判断に当たっては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報で同一計画とみなされる場合

第 7 配慮事項

申請に当たっては、次に掲げる事項について配慮すること。

1 開発行為に係る土地の面積の規模

開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められている場合には、これを参酌して決められたものであること）が明らかであること。

2 全体計画との関連

開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

3 原状回復等の事後措置

開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。

「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。

4 周辺の地域の森林施業への配慮

開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていること。例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当する。

5 周辺の地域における住民の生活及び産業活動への配慮

開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされること。例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。

6 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為に係る配慮

(1) 住民説明会の実施等について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施するよう努めること。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発

電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うよう努めること。

当該林地開発許可の申請に当たり、以上の取組の実施状況について報告すること。

(2) 景観への配慮について

開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあつては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮するよう努めること。

(3) 地域の合意形成等を目的とした制度との連携について

太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）や、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）における枠組みを活用し地域との合意形成を図るよう努めること。

別紙 1 略

別紙 2 略

別紙 1 略

別紙 2 略

II 技術基準 略

II 技術基準 略